平成２４年（フ）第３５号
徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷53番地１
債務者　請谷こと　杉本　峰子
１　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第３８９号
愛媛県松山市津吉町730番地
債務者　石橋　和貴
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３５号
愛媛県四国中央市川之江町1032番地２　アサヒパレス川之江Ｂ棟102号、前住所愛媛県四国中央市中之庄町1297番地７
債務者　宮﨑　勝則
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１０１号
福岡県直方市大字下新入323番地１　雇用促進住宅３―304号、前住所福岡県直方市大字植木738番地２
債務者　河崎　千房（旧姓豊福）
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３３１号
宮崎市南高松町６番29号　ビータス11号館301号、住民票上の住所宮崎市南高松町６番29号　日高ビル301号
債務者　甲斐　秋子（旧姓河埜）
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４２号
宮崎市下北方町花切5658番地１
債務者　長友　重幸
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５９号
宮崎県都城市高崎町大牟田2217番地７
債務者　村山　冨男
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１８１号
宮崎県日向市浜町１丁目19番地
債務者　黒木　雅人
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４４７号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目42番９号　ポニョ101号
債務者　寺山　洋輔
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４４８号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目42番９号　ポニョ101号
債務者　寺山　睦子
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目14番14号　宇宿エクセルハイツ202号
債務者　宮成　清信
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４５５号
鹿児島県鹿児島市長田町１番18号
債務者　福満　通之
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
秋田市八橋大道東10番32号、前住所千葉県鎌ケ谷市富岡２丁目10番13号　コスモプレイスＡ―201号
債務者　小林　可生
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２号
福井県敦賀市呉竹町１丁目36番22―２Ａ号
債務者　藤尾　葉子
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１００号
長野県岡谷市長地柴宮１丁目12番12号　花仙荘Ｇ号
債務者　飯森　光國
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１０１号
長野県岡谷市長地柴宮１丁目12番12号　花仙荘Ｇ号
債務者　飯森　惠子
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１３３号
福岡県飯塚市菰田西３丁目４番40号
債務者　福嶋久美子
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部